

大人用紙おむつ割引券の利用について

社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会

- (1) 利用できる方
- ①市内在住の方で、大人用紙おむつ利用者のうち「割引券」を希望される方。
 - ②利用者が入院、入所された場合は、原則として「割引券」の発行を停止します。
ただし、家族の方が市内の対象店舗で購入し、使用されている場合は継続できます。
- (2) 発行について
- ①「割引券」希望者からの申込書提出後、民生児童委員を通じて発行します。
 - ②発行枚数は利用者1人に対し、1か月に最大3枚までとします。
- (3) 対象商品
- 大人用紙おむつ類（テープ式、パンツ式、尿とりパッド）
- (4) 取扱店
- 別表の利用取扱店舗。
- (5) 利用条件
- 大人用紙おむつ類1包みにつき「割引券」1枚の使用が可能です。
- (6) 割引額
- 「割引券」1枚につき、200円の割引とします。
- (7) 使用期間
- 「割引券」に表示してある期間。
※使用期間を過ぎたものは、無効です。
- (8) その他
- ①「割引券」の譲渡はできません。
 - ②使用期間の過ぎた「割引券」は、民生児童委員に返却してください。
 - ③介護用品支給チケットと併用できない店舗もあります。
- (9) 問合せ先
- 社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
舞鶴市字余部下1167 中総合会館内
TEL 62-7044 FAX 62-7039
maizuru-shakyo@jasmine.ocn.ne.jp
<http://www.kyoshakyo.or.jp/maizuru/>

※民生児童委員が不在の地区にお住まいの利用者には、舞鶴市社会福祉協議会から直接発行します。